

<p>○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>会計課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	



平成26年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第三十七号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「本庁以外の場所において取り扱う現金又は」を「現金及び」に改め、「事務」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二号中「会計事務」の下に「（当該県事務所が統轄する出先事務所に係るものを含む。）」を加える。

第十一条第一項第一号中「課の収納出納員（総務部税務課の収納出納員を除く。）勤務場所以外の場所とする当該課」を「課及び出先事務所（県事務所が統轄する出先事務所を除く。）の収納出納員 当該課又は当該出先事務所」に、「又は」を「及び」に改め、同項第二号中「及び出先事務所」を「（県事務所が統轄する出先事務所を含む。）」に、「（県民局税務部の職員を除く。） 当該事務所」を「当該県事務所」に、「又は」を「及び」に改め、同条第二項中「出納員は」を「前項に規定するもののほか、出納員は」に、「全ての会計事務」を「事務」に改める。

第五十四条中「指定金融機関等から遠隔の地にある県事務所、交通の著しく不便な地にある県事務所又は少額の現金を頻繁に収納することが見込まれる県事務所の出納員で特に会計管理者の承認を受けたものについては、会計管理者の定める期限」を「当該翌日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定金融機関等から遠隔の地にある県事務所、交通の著しく不便な地にある県事務所、少額の現金を頻繁に収納することが見込まれる県事務所その他収納した現金又は有価証券を翌日までに払い込むことが困難な県事務所であつて、会計管理者の承認を受けたものに係る払込みは、会計管理者の定める期限までに行うものとする。

第五十八条第一項中「岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条に規定する県の休日（以下この項、第六十一条第一項ただし書及び第四百四十二条第三項において「休日」という。）」を「休日」に改める。

第六十条第一項中「出納機関等」を「出納機関」に改める。

第六十八条の二本文中「百分の三・一五」を「百分の三・二四」に改め、同条ただし書中「百分の二・六二五」を「百分の二・七」に改める。

第九十一条第六号中「郵便料等」を「郵便料」に改める。

第九十七条に次の一号を加える。

四 委託費

第一百三条中「生產品の」の下に「売払い代金を繰り替えて使用する場合における当該生產品の」を加える。

第一百七条第一項中「に支払人である支払金融機関（出納機関が支払場所として指定した金融機関をいう。以下同じ。）の支払が未済である旨の証明を受けた後、これを当該支払金融機関を経由して出納機関」を「を当該支払通知書を所管する課又は県事務所」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「、前項の書類及び事実を調査し」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の課又は県事務所は、別に定めるところにより、出納機関に支払通知書再発行請求書を送付するものとする。

第二百二十七条中「翌四半期の最初の月の七日」を「別に定める期限」に、「提出し」を「報告し」に改める。

第三十条第一項中「の参加者の」を「に参加する者に必要な」に改め、同条に次の二項を加える。

3 契約担当者は、前項の審査の結果、第一項の資格を有する者を決定したときは、当該者の名簿を作成するものとする。

4 契約担当者は、前項の名簿に記載した者について、必要に応じ資格の再審査を行うものとする。

第四百五条を次のように改める。

（指名競争入札の参加者の資格審査等）

第四百五条 第三十条の規定は、令第六十七条の十一第二項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合に準用する。

2 前項の場合において、令第六十七条の十一第二項の規定により定めた資格が、令第六十七条の五第一項の規定により定めた資格と同一である等の理由により指名競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当

該資格の審査及び名簿の作成は行わず、一般競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成をもつて代えるものとする。

第七十五条第一項及び第二項中「出納機関」を「出納機関等」に改める。

第二百六十四条の見出しを「(遅延利息等)」に改め、同条中「債権」を「債権(法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。)」に、「延滞金」を「遅延利息」に改める。

附則に次の一項を加える。

(遅延利息等の割合の特例)

13 当分の間、第二百六十四条に規定する年十四・五パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

別表第一総務部関係の項中「総務課長」を「行政課長」に改め、同表農林水産部関係の項の次に次のように加える。

土木部関係	後楽園事務所	次長
-------	--------	----

様式第二十二号納入通知書(その一)裏中「児童相談所に納入する措置費用、母子福祉資金、寡婦福祉資金」を「児童保護弁償金、母子・寡婦福祉資金に係る償還金」及び「及び放置違反金については、中国5県内」及び「並びに放置違反金及びその延滞金については、岡山県、鳥取県、島根県、広島県及び山口県内」に改める。

「○ この納付金を所管する県の事務所」を「」と改める。

「○ この納付金を所管する県の事務所」

- 児童保護弁償金、母子・寡婦福祉資金に係る償還金、
心身障害者扶養共済掛金、県営住宅使用料、県立学校
授業料、県立学校災害共済掛金、高等学校等奨学金返

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

還金，大学奨学金返還金，高等学校貸付奨学金並びに
放置違反金及びその延滞金については，岡山県，鳥取
県，島根県，広島県及び山口県内の各ゆうちょ銀行・
郵便局でも納入することができます。」

様式第六十六号中「岡山県会計管理者」を「岡山県会計管理者
（県事務所出納員）」とする。

様式第七十六号を次のように改める。

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第76号（第122条関係）

過誤納金還付請求書

年 月 日

岡山県知事 殿
(県事務所長)

請求者 住所
氏名 ⑩

次のとおり過誤納金の還付を請求します。

還付請求額	円
-------	---

ただし、年 月 日納入の
のうち、正当額 円との差額

上記還付請求金については、下記指定預金口座に振り込んでください。

金融機関名

店舗名（支店名）

預金種別 普通 当座 その他（ ）

口座番号

口座名義（フリガナ）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の附則第十三項の規定は、遅延利息等のうち平成二十六年四月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。